

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大 (国税12)(法人税:義) (地方税12)(法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	確定給付企業年金を実施している事業主について、損金算入可能な掛金の範囲に、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)を追加する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成24年4月以降
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>運用環境の変動が激しく、迅速な財政安定化に向けた対応が企業年金存続のためにも必要であるが、確定給付企業年金において現在認められている掛金だけでは迅速な対応が難しく、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)の導入により、より迅速な掛金の対応が可能となる。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>確定給付企業年金法 (掛金)</p> <p>第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。</p> <p>3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。</p> <p>二 定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る</p> <p>施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算時の特例掛金の対象となる基金型確定給付企業年金基金数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>《基金数》</p> <p>平成23年度9月1日現在:611基金</p> <p>平成24年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成25年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成26年度末: 611基金(推計)</p> <p>平成27年度末: 611基金(推計)</p> <p>※平成18年度末～平成22年度末時点の基金数はほぼ横ばいで平均して611基金となっており、この傾向が維持されるとして推計。</p> <p>平成18年度末: 605基金</p> <p>平成19年度末: 619基金</p> <p>平成20年度末: 611基金</p> <p>平成21年度末: 610基金</p> <p>平成22年度末: 613基金</p>
		② 減収額	<p>《減収見込み額》</p> <p>平成24年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成25年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成26年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>平成27年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)</p> <p>なお、年度毎の減収見込み額に関しては、積立不足額は各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。</p> <p>《算出方法》</p> <p>厚生年金基金の特例掛金拠出実績(平成21年度)を基に、3%の基金が予算上見込む当年度不足金の額について特例掛金として拠出するとし、法人税率30%、法人住民税率17.3%、事業税率5%として減収見込み額を算出。(事業税について損金算入しないとする。)</p> <p>当年度不足金額 × 0.3 × 適用基金数 = 減収見込み額(国税)</p> <p>当年度不足金額 × (0.3 × 0.173 + 0.05) × 適用基金数 = 減収見込み額(地方税)</p> <p>※当年度不足金額:掛金収入を上限として平成18年度～平成21年度の基金当たり当年度不足金額の平均額を用いる。</p> <p><1基金当たり当年度不足金額></p> <p>平成18年度: 4百万円</p> <p>平成19年度: 280百万円</p> <p>平成20年度: 263百万円</p> <p>平成21年度: △354百万円</p>

			<p>平均額: <u>48百万円</u></p> <p>※適用基金数=611×3%=<u>18基金</u></p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、確定給付企業年金の財政安定化を図ることにより、住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

